

# 宮城県多文化共生社会推進計画

Miyagi Prefecture Multicultural Society  
Promotion Plan

2009 - 2013



宮 城 県

Miyagi Prefectural Government

# 外国人県民等の現況と基本理念

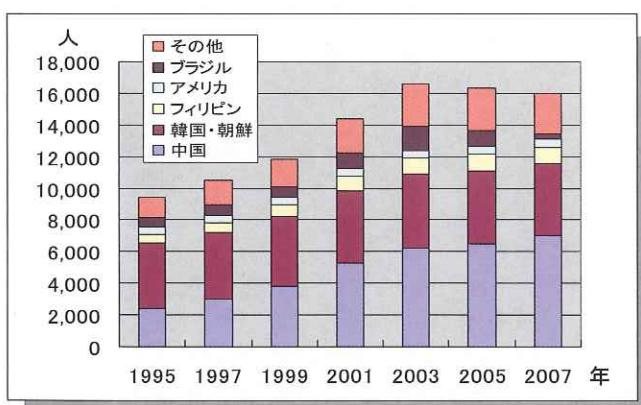
## ① 宮城県における外国人県民等の現況

2007年末現在で、宮城県内には県(推計)人口の0.68%に当たる15,976人の外国人が登録されており、その数は10年前と比べ1.52倍に増加しています。

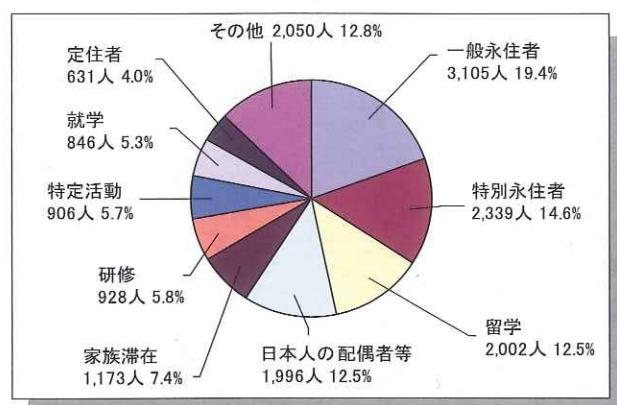
国籍別では中国籍が最も多く、以下、韓国・朝鮮籍、フィリピン籍と続いており、アジア諸国が上位を占めています。在留資格別では、一般永住者と特別永住者を合わせた永住者が全体の34%を、留学と日本人の配偶者等がそれぞれ12.5%を占めており、このうち一般永住者と日本人の配偶者等は県内の全市町村に登録されています。

永住や長期にわたって滞在する外国人県民等が各地域に点在して暮らしている、という点が本県における特徴と言えます。

外国人登録者数の推移



在留資格の構成(2007年)



## ② 条例に定める基本理念

宮城県では2007年7月、全国で初めて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定し、多文化共生を進めていく上での基本理念や県・事業者・県民の責務、市町村との協働等について定めました。

### ■多文化共生社会とは

国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会

### ■基本理念

- ・ 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重されること
- ・ 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できること
- ・ 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組むこと

### 【協働・連携】

県

市町村

事業者

県民等

多文化共生社会の実現により豊かで活力ある宮城へ

# 外国人県民等を取り巻く現状と課題

## 意識の壁

### 1 外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さ

- ・一部の県民に誤解や排他的な考え方がある
- ・行政機関でも地域住民としてとらえる意識が低い
- ・外国人県民等の中にも地域社会に溶け込もうとしない人がいる

★外国人県民等と受け入れる地域双方への基本理念のさらなる周知  
が必要 ⇒ **基本理念の啓発**

### 2 コミュニケーションの困難さ

- ・配布物が理解できず、生活上必要な情報の入手が困難
- ・公共交通機関の利用、地図や道路標識の理解等も困難
- ・病院での受診や救急車の要請など生命や安全に関わる場面も考えられる

★外国人県民等が理解できる情報の提供が必要 ⇒ **多言語化支援**

## 言葉の壁

### 3 学習の機会の不足

- ・日本語講座が開設されている地域は、36市町村中13市町村に過ぎず、交通手段がないために通えない人もいる
- ・外国人県民等から「日本語講座を増やしてほしい」、「日本の生活習慣を学ぶ機会がほしい」という声がある

★日本語や日本の生活習慣等を学習する機会の確保が必要 ⇒ **学習支援**

### 4 家族問題の増加・複雑化

- ・日本人の配偶者等にとって孤立しやすく、精神的にストレスを感じやすい環境
- ・家庭生活に関する相談が最も多く、その内容も深刻化・複雑化
- ・子どもの母国語・母国文化の維持も困難

★外国人県民等はもとより家族全体に対する支援が必要 ⇒ **家族サポート**

## 生活の壁

### 5 活躍の場の不足

- ・外国人県民等の就職が困難な現実
- ・言語や商習慣など事業者から外国人県民等の雇用に不安の声がある
- ・外国人県民等から「能力を十分に発揮するチャンスがない」という声もある

★日本語能力が十分で意欲のある外国人県民等に対する就労支援と人材活用が必要 ⇒ **活躍の支援**

## 将来の課題

### 6 外国人県民等の急増

- ・製造業の企業進出に伴い外国人県民等の増加も想定される
- ・急増や集住が生じた場合は地域社会の対応が困難に、恒常化すれば誤解や摩擦が生じ、外国人県民等が地域住民から隔絶した状況になるおそれもある

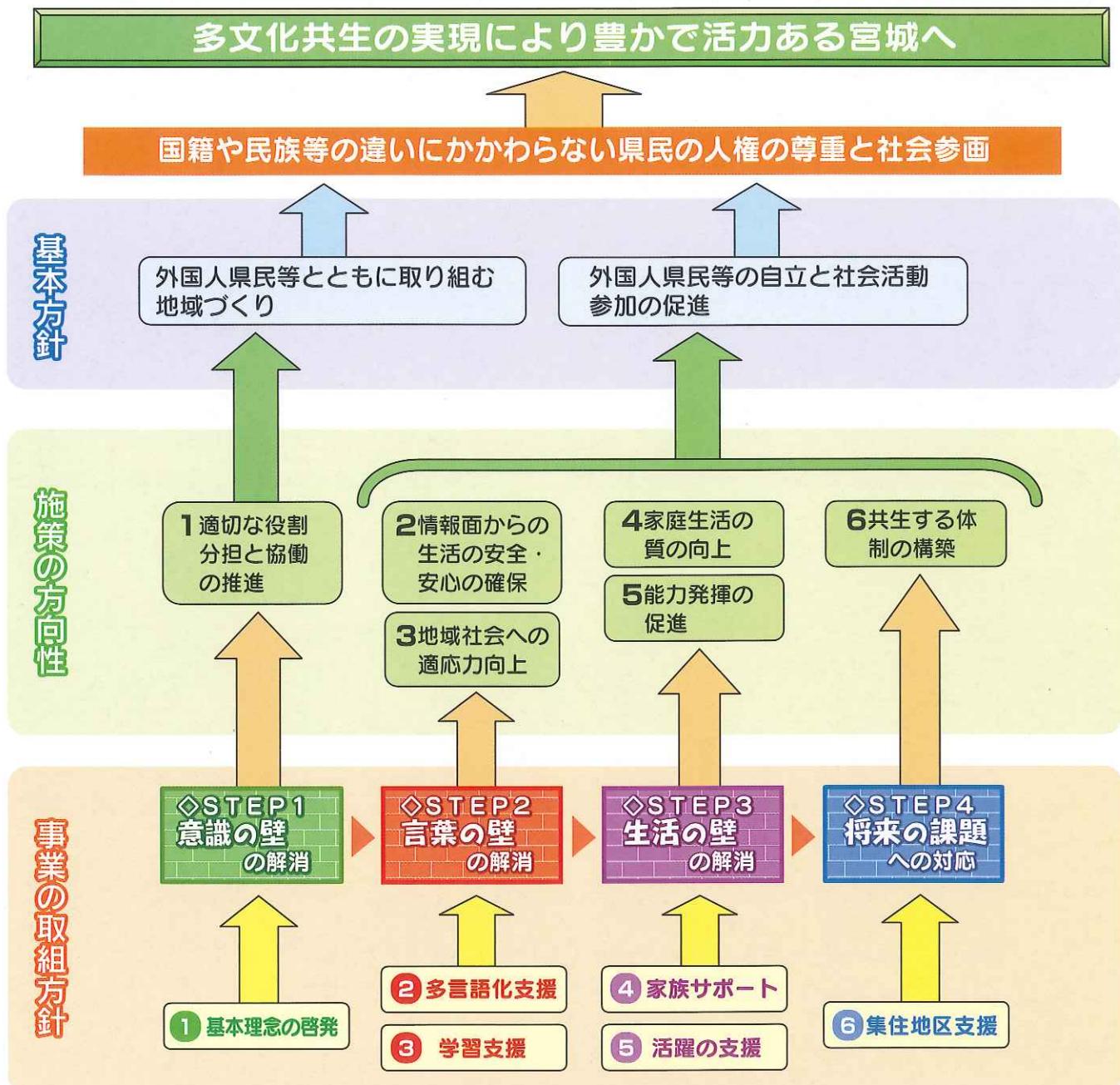
★一時的な急増には、速やかな支援と地域への啓発が、集住の恒常化には、さらに外国人県民等の地域社会への適応促進が必要 ⇒ **集住地区支援**

# 基本方針と多文化共生施策の方向性

## 1 基本方針

### (1) 計画の基本方針

「意識の壁」を解消し、外国人県民等とともに取り組む地域づくりを推進します。また、「言葉の壁」と「生活の壁」を解消するとともに、「将来の課題」に対応し、外国人県民等の自立と社会活動参加を促進します。



### (2) 展開の基本的な考え方

- 関係機関の適切な役割分担とネットワーク構築による取組が必要
- 住民施策という視点を踏まえ、基本的な施策は行政機関が担い、行政機関による効率的な展開が困難な専門性、先駆性、柔軟性が求められる分野は国際交流協会やNPO等が担う
- 実現可能な取組から実施し、実施が難しい取組は関係機関が相互に補完

## ② 施策の方向性と事業の取組方針

### 施策 1 適切な役割分担と協働の推進

#### ■ 県民への啓発

シンポジウムや相互交流イベント、国際理解教育等を通じた基本理念の理解促進

#### ■ 事業者に対する啓発

外国人県民等が働く場や研修先等への基本理念の啓発

#### ■ 市町村に対する啓発

研修等を通じた施策の促進、コーディネート機能の充実

#### ■ 防災・防犯に関する普及・啓発

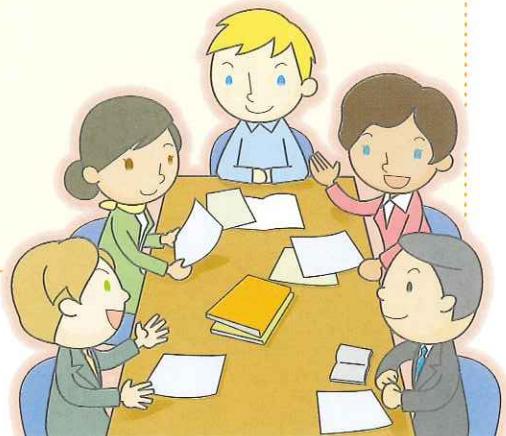
防災訓練や防災・防犯講座の実施、多言語での資料作成等を通じた外国人県民等への地域づくりへの参加に向けた普及啓発

#### ■ 多文化家族への啓発

オリエンテーションの実施等による多文化家族への基本理念の普及啓発

#### ■ 推進体制の整備

県、市町村、関係機関が協働するための体制整備、組織内部における体制整備、県と市町村のコーディネート機能の充実



【評価指標】県民意識調査「外国人も活躍できる地域づくり」に対して「重視する」と回答している割合

H20 : 44.0% ⇒ H25 : 60.0%

### 施策 2 情報面からの生活の安全・安心の確保

#### ■ 県・市町村・公共機関における情報多言語化の推進

県、市町村、その他の公共機関における多言語ややさしい日本語による情報配信

#### ■ 災害時等における多言語情報の提供

災害時や緊急時の情報、防犯情報等の多言語ややさしい日本語による提供

#### ■ 医療機関における情報多言語化の推進

多言語問診票や医療通訳ボランティア等の活用による多言語対応の推進

#### ■ 保健福祉分野の多言語化推進

外国人県民等とかかわる機会の多い保健福祉分野での多言語対応の推進

#### ■ 通訳活用等による多言語対応の推進

行政機関や医療機関を利用する際等の通訳体制の整備

#### ■ ワンストップサービスの促進

市町村における各種手続の一元的案内の実施



【評価指標】多言語による生活情報の提供実施市町村数

H20 : 5市町村 ⇒ H25 : 10市町村

## 施策 3 地域社会への適応力向上

### ■日本語講座の充実

日本語講座のない地域での新設、既設講座の内容充実

### ■外国人児童・生徒の日本語教育推進

小・中学校における日本語指導の充実

### ■生活オリエンテーションの推進

生活習慣や生活ルールに関する説明の実施推進

【評価指標】 日本語講座開設数

H20 : 25講座 ⇒ H25 : 30講座



## 施策 4 家庭生活の質の向上

### ■多文化家族からの相談対応力の向上

専門相談機能の充実と相談対応者の技術向上

### ■外国人県民等の子育て支援

外国人県民等の出産、子育て時の孤立防止に向けた支援

### ■母国語・母国文化教育の調査・支援

外国人県民等の子どもの母国語・母国文化の学習・維持に関する調査・支援の実施

【評価指標】 外国人相談対応体制を整備している市町村数

H20 : 4市町村 ⇒ H25 : 8市町村



## 施策 5 能力発揮の促進

### ■就職・起業の支援

事業者に対する雇用促進に向けた情報提供や啓発、外国人県民等に対する就職・起業支援情報の提供

### ■人材活用の推進

住民参画や国際交流等の取組の際の外国人県民等の活用



【評価指標】 永住者の求職者に対する就職率

H20 : 26.8% ⇒ H25 : 43.0%

## 施策 6 共生する体制の構築

### ■協働による支援・啓発

多言語情報の提供や日本語学習の支援、地域に対する基本理念の啓発を迅速かつ的確に行うための行政機関と事業者、関係機関の協働

### ■外国人県民等の地域への受け入れ促進

活動拠点の整備、コミュニティリーダーの育成、日本語初期指導教室の設置

# 計画推進のために

## ① 役割分担とコーディネート機能

### (1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

#### ■ 県民

国籍、民族等にかかわらずすべての県民が地域づくりの主体として、地域社会、職場、学校、家庭等における多文化共生を推進

#### ■ 県

全県的な基本理念の普及啓発や情報配信、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組、市町村や関係機関の取組の促進・支援

#### ■ 市町村国際交流協会・NPO

市町村や関係機関との連携による取組の推進（既に実施している機関においては、人材の育成、先進分野に関する取組）

#### ■ 事業者

基本理念の理解、事業活動における多文化共生の取組の推進

#### ■ 市町村

最も身近な行政機関として生活に密着した支援、地域における基本理念の普及啓発、推進体制の整備

#### ■ (財)宮城県国際交流協会

多文化共生推進の取組の継続、県、市町村、関係機関に対する専門的・技術的支援、人材の育成、先進分野に関する取組

#### ■ 教育機関

学校教育・社会教育の充実、多文化共生の推進を担う人材の育成、地域の関係機関との連携

### (2) 地域におけるコーディネート機能

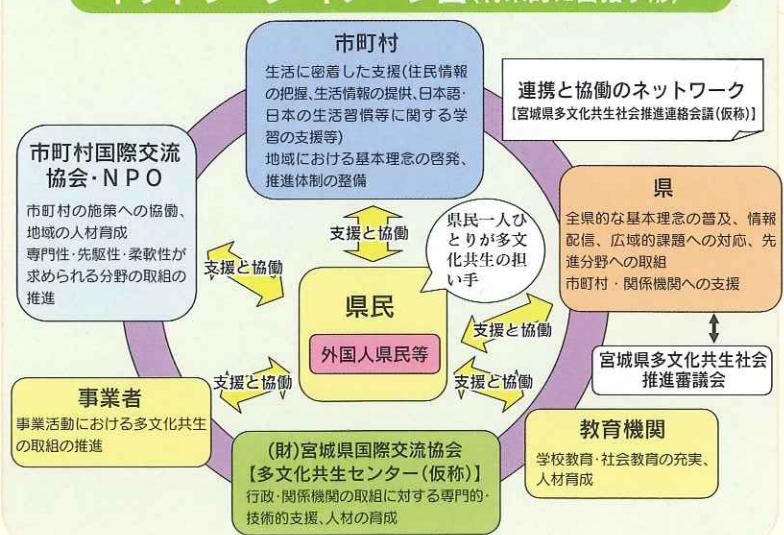
#### ■ 地域の社会資源を把握し、ニーズ・課題に即した取組を行うために

- ・ 地域的な課題や生活に密着した支援 ⇒ 市町村がコーディネート
- ・ 全県的な課題、先進的、広域連携等による取組 ⇒ 県がコーディネート

## ② 推進体制の整備

- ・ 「宮城県多文化共生社会推進審議会」で多文化共生の状況について調査審議し、県に提言
- ・ 行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議（仮称）」を設置し、ネットワーク基盤を構築
- ・ (財)宮城県国際交流協会を、多文化共生を推進するための重要な役割「多文化共生センター（仮称）」と位置付け

ネットワーク・イメージ図（将来的に目指す形）



# 多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日  
宮城県条例第六十七号

## (目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

## (基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
- 二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。
- 3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

## (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのつとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのつとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

## (多文化共生社会推進計画)

第七条（略）

## (市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

## (県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

## (教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

## (推進体制の整備)

第十一條 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

## (調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

## (相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

（以下 略）

宮城県 経済商工観光部 国際政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2972 FAX 022-268-4639 E-mail kokusai@pref.miyagi.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/kokusai/>

宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会



この用紙は再生紙を使用しております。

このリーフレットは10,000部作成し、1部当たりの印刷単価は19.22円です。